

# 「水戸市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」について

平成2年9月26日  
水戸市条例第17号

水戸市では、増大する自動車の駐車場需要への対応策の1つとして、本条例により建築物を新築もしくは増築又は用途の変更を行う際に駐車施設の附置を義務付けております。

## ○条例が適用される区域（条例第3条）

都市計画法に基づく商業地域及び駐車場整備地区に適用されます。（裏面の図参照）

## ○対象となる建築物（条例第4条）

用途	対象となる建築物の規模
特定用途（共同住宅を除く）	延べ面積1,000㎡を超える建築物
共同住宅及び非特定用途	延べ面積2,000㎡を超える建築物
特定用途と 非特定用途の混合	特定用途（共同住宅を除く）の床面積と、共同住宅及び非特定用途の床面積の1/2の合計が1,000㎡を超える建築物

※特定用途・非特定用途の建築物（駐車場法施行令第18条）

### 特定用途

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場及び共同住宅

### 非特定用途

特定用途以外の用途（一戸建て住宅、学校等）

## ○駐車施設の附置台数（条例第4条）

用途	設置基準
特定用途（共同住宅を除く）	床面積150㎡につき1台
共同住宅及び非特定用途	床面積450㎡につき1台

・床面積が6,000㎡未満の場合、緩和措置あり

## ○荷さばきのための駐車施設の附置（条例第4条の2）

用途	対象となる建築物の規模	設置基準
倉庫及び共同住宅以外の特定用途	延べ面積2,000㎡を超える建築物	床面積5,000㎡につき1台
倉庫	〃	床面積1,500㎡につき1台

・床面積が6,000㎡未満の場合、緩和措置あり

・荷さばきのための駐車施設台数は、第4条の規定による台数に含めることも可

## ○駐車施設の規模（条例第8条）

	駐車マスの大きさ	附置すべき台数に対する割合
小型乗用車用	2.3m × 5.0m	70%
普通乗用車用	2.5m × 6.0m	30%
車いす利用者用	3.5m × 6.0m	各建物に1台以上、台数は普通乗用車用の内数

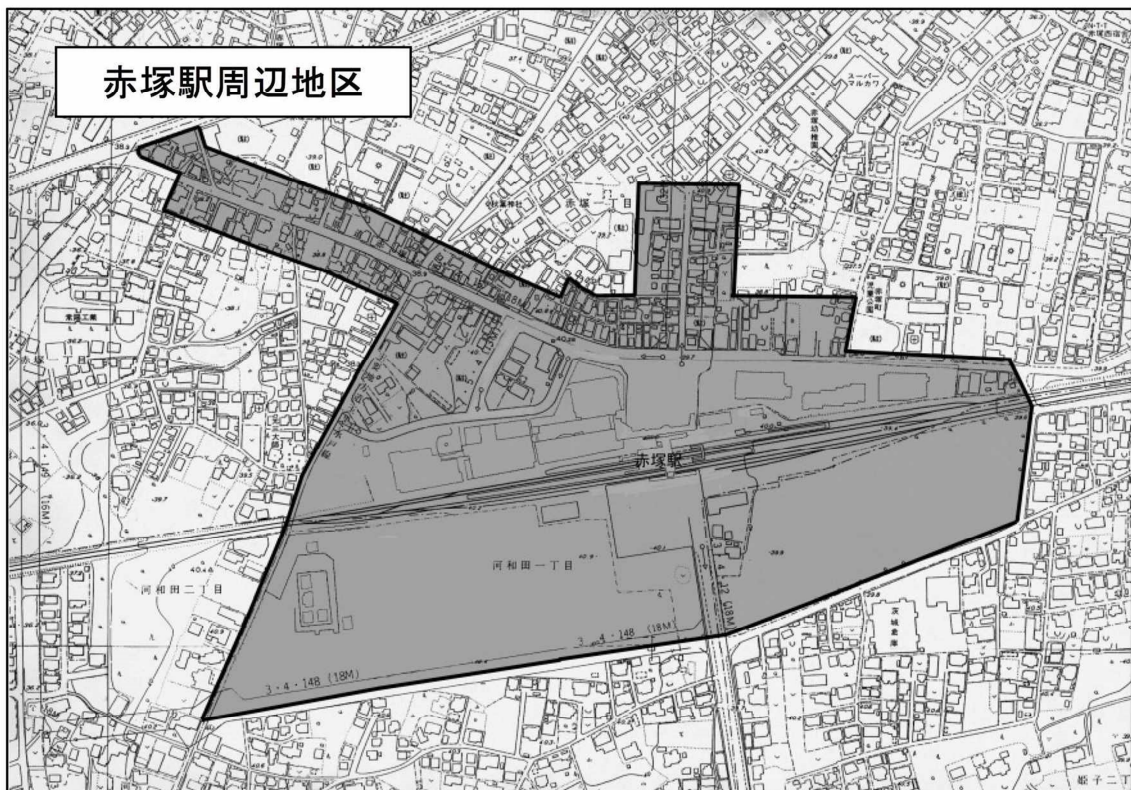
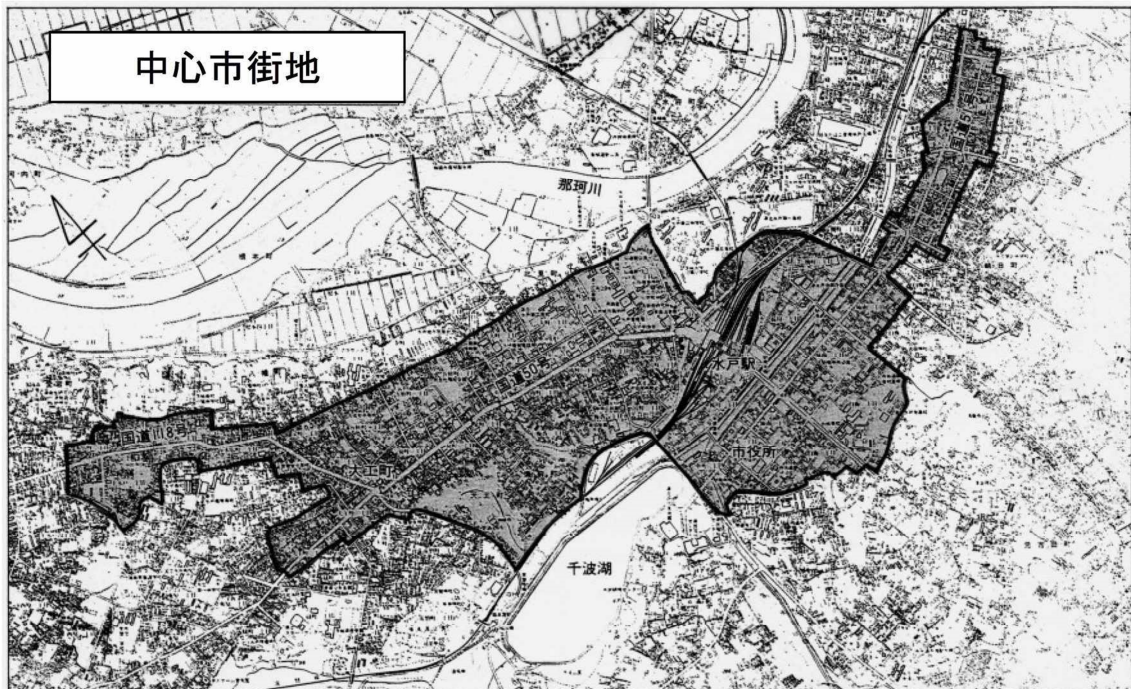
## ○荷さばきのための駐車施設の規模

	幅	奥行	はり下の高さ	備考
荷さばき用	3.0m	7.7m	3.0m	車路も3.0m以上のはり下の高さを確保

## ○届出（条例第12条）

この条例の規定により駐車施設を附置する方は、その位置や規模等を水戸市に届け出ることが必要です。受付窓口は市役所の建築指導課になります。

○条例が適用される区域



〒310-8610 水戸市中央1-4-1 ☎029-224-1111  
水戸市役所  
都市計画課(区域の確認について) 内線3422・3423  
建築指導課(内容確認について) 内線3451・3452